

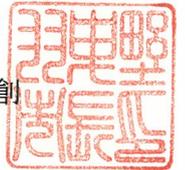
羽市協第458号

令和7年8月20日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

羽曳野市長 山入端 創



「2025年度自治体キャラバン行動」に関する
申し入れと懇談への対応のお願いに対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2025年6月17日付けで提出のありましたご要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、懇談の場の設定につきましては、貴意に添い難いことをご了承ください。回答内容へのご質問等に関しましては、各担当課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【担当】

羽曳野市 市民生活部

市民協働ふれあい課 奥野

TEL 072-958-1111 (内線 1060)

FAX 072-958-0397

MAIL shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp

「2025年度自治体キャラバン行動」 要望項目に対する回答

1. 職員問題

行政に対するニーズが複雑・多様化する中で、基礎自治体としての役割と責任を果たすためには、その担い手となる人材を確保することが重要であると考えています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えております。

ジェンダーバランスについては、男女ともに安心して働き続けることができる環境を整えることが重要であると考えています。男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、令和7年度においては、育児部分休業制度の拡充や、介護両立支援制度の充実を図っていききたいと考えております。

正規職員については、必要性に応じて採用職種を決定し募集をおこなっております。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えております。

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

就学援助費のオンライン申請については、令和5年度の新入学用品費早期支給申請から取り入れており、来庁していただくことなく、24時間申請ができる環境整備を1つずつ着実に進めてまいりました。今後も、保護者の利便性向上や受給率の拡大に向け、申請方法や申請内容については、必要に応じて見直しを検討してまいります。

中学入学準備金については国基準に合わせて支給しており、支給日として2月中旬を予定しております。

学校健診では、「要受診」と診断された児童生徒の受診状況の把握は平成30年度より実施しております。スクールソーシャルワーカーの受診や治療が困難な児童生徒への付き添い等を制度化するには至っておりません。今後の課題として第三者の付き添い受診も考慮の一つに挙げさせていただきます。

歯みがきについては給食後一斉に実施するには時間確保が困難な学校もあり、全校実施は難しいのが現状ですが、毎年全小学校（義務教育学校前期課程含む）にて「歯のみがき方教室」を実施しており、理解を深める機会を設けております。また、フッ化物洗口については平成19年度まで実施しておりましたが、予算の確保が難しく実施を見送っております。

奨学金のパンフレットについては、大阪府教育庁が作成した『奨学金制度のご案内』を毎年6月頃に中学3年生全員に配布し、奨学金について周知しております。

「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」については、すでに本市で実施した学校の情報を、今後実施予定の市内学校に共有することにより、好事例をさらに広げ、安心・安全に実施できるようにしております。今後も、子どもたちが安心・安全に実施できるように、必要に応じて万博推進局に働きかけてまいります。

子どもの居場所づくり事業において、前年度より市内NPOが実施する朝食の子ども食

堂に対して事業費の補助を実施しており、今年度も引き続き実施します。

また、フードバンク・フードパントリーへの協力として、本市が活動費を助成している居場所づくりの団体が協働して、定期的にフードパントリーを開催しており、要保護児童世帯等に対し、積極的に情報提供しております。さらに現在、学校施設の開放に関しては、社会教育活動の振興に寄与するために学校教育に支障のない範囲で一定の基準に従い実施しており、今後も継続して実施していく予定です。

児童扶養手当の認定請求手続き等においては、プライバシーには十分配慮しつつ、関係法令や関係通知に基づき適切な対応に努めております。また、対応時には、外国語対応をはじめ、個々の状況に応じ必要な配慮を行っております。

給食について、小学校給食では、移転・新設する学校給食センターの令和8年度からの運用開始をめざし、現在整備事業を進めているところであり、自校式での給食実施は予定しておりません。また、中学校給食においても、令和7年9月からの全員喫食開始を予定しておりますが、本市学校施設の状況や早期実現性、財政面などから自校式による提供は想定しておりません。給食費の無償化については、市独自施策として多子世帯における第3子以降の学校給食費について部分的な無償化を実施するとともに、昨今の物価高騰による食材価格の上昇分について事業者等への支援を行い、保護者負担を増やすことなく安定的に学校給食を提供しております。今後は、無償化に関する国・府の動向も踏まえながら、実施に向けた検討をしてみたいと考えております。保育所・こども園・幼稚園の副食費については、国制度によって世帯の所得状況等に応じて、保育園・こども園では実費徴収を免除、幼稚園では実費徴収にかかる補足給付を行っております。また、学校給食と同様に、物価高騰による食材価格の上昇分について公費支援を行っております。

保育士および学童保育指導員等について、現時点では家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施する見込みはありませんが、その確保については、ウェブサイト・広報・LINE・ハローワーク・就職イベント等を活用しております。今後もより効果のある方法を検討してまいります。

認定NPO法人ふーどばんく OSAKA や、羽曳野市社会福祉協議会のフードドライブ事業と連携して、生活に困窮されている方へ食糧を支援しております。

子ども医療費助成制度は、対象の拡充を図り、入通院ともに所得制限を設けず18歳まで拡充しており、自己負担額は、入院・通院とも1医療機関ごとに1日最大500円、月2日が限度で、1ヶ月の自己負担限度額は2,500円です。入院時の食事代や薬局での自己負担はございません。

ひとり親家庭医療費助成制度は、18歳までの対象者の助成は子ども医療費助成制度と同じ内容ですが、18歳以上の対象者の入院時の食事代の助成は行っておりません。

本市として、国に対しては、国の制度として子どもの医療費助成の創設について、大阪府に対しては、府補助金の助成対象年齢の拡充及び所得制限の撤廃について引き続き要望してまいります。

妊産婦医療費助成制度については、医療保険制度として国の責任において必要に応じて制度設計を行うべきものと考えております。また、大阪府の福祉医療費助成の補助金

にない制度を本市独自の助成制度として創設することは財政状況からも困難であります。

障がい児（者）歯科診療施設の案内・周知については、市ウェブサイトや市健康だよりのほか、チラシを作成し配架しております。

令和7年6月末時点での市営住宅の管理戸数は296戸、空室は65戸となっております。今年度も空室募集を行う予定です。空室には災害時に利用できるように目的外使用申請済の住戸が4戸含まれています。対象者には学生、若者、シングルマザー、高齢者等の制限はなく、火災等で住宅を失った市民の住宅確保に備えております。

Wi-Fiについては、本市ではすでに9か所の公共施設（駒ヶ谷駅西側公園管理棟、茶山グラウンド、文化財展示室、道の駅しらとりの郷、峰塚公園管理棟、古市駅東広場観光案内所、羽曳野市役所本館1階ロビー、中央図書館、陵南の森図書館）にフリーWi-Fiを設置し、観光客をはじめ、施設をご利用される方の利便性向上に寄与しております。

公共施設へのフリーWi-Fi設置には、ご利用される端末内の情報漏えいや匿名接続による不正アクセスといったリスクを避けるため、適切なセキュリティ対策を講じた接続サービスを利用する必要があり、それらの設置に伴う費用面での負担を含め、個別の施設ごとに必要性を検討してまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 医療・公衆衛生

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わることにについて、これまで国、府、本市でも周知を行ってきたところです。また、資格確認書を一斉交付することはマイナ保険証の趣旨に合わないうえ、郵便料の支出も増加することから本市単独での一斉交付は考えておりません。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れても、有効期限の満了日が属する月の月末から3か月後の月末までは、オンライン資格確認により有効な資格情報のみ医療機関等に提供されることや、令和7年度の年次更新以降、電子証明書の有効期限が切れた被保険者には資格確認書を発送する対応を予定しております。

新型コロナ対策について、大阪府や保健所等においては限られた人員・資源の中で最大限の対策を講じていただいているものと認識しております。本市としましては、引き続き大阪府と連携を図ってまいりたいと考えております。

PFASについては、国の機関である食品安全委員会では、「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価されています。また、現在、国において取り扱いの検討が進められておりますので、国の動向を注視しつつ必要な対応を行ってまいります。なお、現時点において自治体独自での支援事業は考えておりません。

4. 国民健康保険

大阪府統一保険料率は、国民健康保険制度には加入者の年齢構成が高く医療費の水準

が高いうえ、所得水準が相対的に低いという構造的な問題があることから、都道府県が財政運営の責任主体となり、医療費水準を市町村単位で保険料に反映させるのではなく、大阪府単位で保険料に反映させることで国保財政の運営を安定化させるものです。

大阪府統一保険料率を前提としたうえで、事業費納付金の算定方法等の諸事項については、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の場等で検討することになります。

国民健康保険財政調整基金は、大阪府国民健康保険運営方針に規定されている使途に繰出し出来るものです。

子どもに係る均等割保険料の軽減は、当該軽減額の拡充・対象年齢の拡大について、大阪府市長会を通じて行っているほか、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議(財政運営検討ワーキンググループ)においても、対象年齢及び軽減額の拡充の動向を見ながら必要に応じ国へ要望するとしております。傷病手当は国民健康保険財政運営の状況から困難と考えます。制度の周知は本市ウェブサイト、広報誌等で行っております。手続き・申請で、可能なもの(脱退手続き、簡易申告、資格確認書再交付、倒産・解雇や雇い止めなどに係る届出、産前産後期間に係る保険料軽減届出等)は本市ウェブサイトからのオンライン申請が出来るほか、郵送での手続きも可能としております。

【参考】

■オンライン手続き(本市ウェブサイト)

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/hokennenkin/news/hokennenkin_denshi_shinsei.html

■郵送可能なお手続き一覧(本市ウェブサイト)

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/hokennenkin/news/10515.html>

■申請書一覧

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/hokennenkin/shinseisho/index.html>

国庫負担に係る国への要望は、国民健康保険の構造的な問題の解消や都道府県間の保険料負担の公平性を図るため、国庫負担の抜本的な財政支援の早期実施、低所得対策としての統一的な保険料軽減制度の拡充、子どもに係る均等割り保険料の軽減額の拡充・対象年齢の拡大等について市長会を通じて行っております。

国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等について、パンフレット等は外国語のものを用意しており、多言語の説明書きや通知書等についても引き続き検討を行ってまいります。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

特定健診は、令和6年度より「第4期特定健康診査実施計画」に基づき実施しており、令和8年度の間評価に向けて、継続受診の推奨、未受診者の方への受診勧奨等を実施し受診率向上を目指しております。

がん検診については、大阪府が大阪府保健医療財団に委託している精度管理センター

の協力のもと、分析評価を実施し検診会場や日程の工夫、保育の実施など受診率の向上に努めております。また、国で定められている重点受診勧奨対象者に個別通知を送付し、受診率向上に努めております。

乳がん検診は、1,000円徴収していますが、それ以外の胃・肺・大腸・子宮がん検診は無料となっています。乳がん検診も初年度の40歳には無料受診券を送付し受診率向上に努めております。

ポスター掲示・LINE・ウェブサイト・広報や各種保健事業などあらゆる機会を利用し啓発しておりますが、案内等の外国語対応については、現在対応できていないため、今後検討していきます。

歯科健診について、健康はびきの21計画の中で口腔分野での計画を策定し、それに基づき事業を実施しております。成人歯科健診については、昨年度より20歳、30歳及び40歳代（全年齢）を追加し対象者を拡大して実施しております。また、口腔衛生の重要性や口腔機能向上の健康教育を行い、口腔衛生の向上やかかりつけ歯科医を推進しております。

6. 介護保険・高齢者施策

介護保険料率については、介護保険事業計画において給付費等の将来推計をもとに、制度の持続可能性も踏まえ、基金取り崩し額を含め介護保険等推進協議会で慎重に審議のうえ決定しております。公費負担の引き上げ等については引き続き国へ要望を行ってまいります。

消費税の引き上げを契機に市町村民税非課税世帯を対象として公費を投入し、低所得者の保険料軽減が行われております。また、介護保険条例に減免規定を設け実施しております。今後も他の被保険者の負担との均衡を考慮の上、適正に実施してまいります。

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担については見直しが行われてきたものと認識しております。補足給付については、限度額の引き下げ、居住系サービスへの適用等を国・府へ要望しております。

総合事業における訪問型・通所型サービスについては、介護相当のサービスが利用可能となっており、緩和型・短期集中型サービス等についても利用者の状況に応じ、サービスが提供されるよう充実が図られているところです。また、サービス事業者へも従来と同等のサービス費を設定しております。介護保険への申請等については、ご本人・ご家族の意向のもと申請していただいております。障害福祉サービスを受給されている方へは65歳に到達する前に申請等のご案内をしております。

保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金は、国が、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するために設けられているものと承知しております。評価指標の内容を精査し、取り組んでまいります。

介護労働者の処遇改善については、介護報酬に上乘せするのではなく、交付金等の制

度化によって抜本的な解決策が図られるよう国や府へ引き続き要望してまいります。

介護事業所に対する人材確保・処遇改善支援策については、現時点で実施している施策はありませんが、引き続き他市事例等の情報収集に努めます。

第9期計画においては地域包括システムケアを具体化するために中核をなす包括報酬型の在宅サービスの普及促進を基本方針としており、施設サービスについては新たな整備は行いません。計画期間中に入所申込者数等を勘案し、検討を行ってまいります。

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担については見直しが行われてきたものと認識しております。現状検討されている制度の変更についても、メリット・デメリットの把握につとめ、必要に応じて国への働きかけを検討してまいります。

熱中症対策については、地域での相談窓口や介護予防教室などの高齢者が集う場や見守り訪問の際に熱中症予防の注意喚起を行っております。サービス事業所においても、高齢者に対してお声掛けをしていただいております。

介護保険証の機能の一部がマイナンバーカードと一体化されることにより、利用者や自治体、介護事業者、医療従事者の情報共有がスムーズになり、効果的なケアプランの作成、サービス提供につながれると考えております。国の動向を注視し、制度周知や個人情報漏洩に対する対策等、適切な対応に努めてまいります。

身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちの方を対象に、補聴器の購入等に対し補装具費の支給を行っております。そのため、補聴器のご相談があれば、身体障害者手帳の取得手続きをご案内しております。身体障害者手帳に該当しない難聴高齢者については、65歳以上の住民税非課税世帯または生活保護世帯の方を対象に上限 25,000 円を助成する「羽曳野市高齢者補聴器購入費助成事業」を実施しております。

なお、羽曳野市高齢者補聴器購入費助成事業は、介護予防事業への参加を条件としていません。

助成事業の内容については、下記をご参照ください。

【羽曳野市 保健福祉部 地域包括支援課 羽曳野市高齢者補聴器購入費助成事業】

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/tiikihoukatsu/16996.html>

新型コロナワクチン定期接種費用については、国の「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」が終了し助成金がなくなりましたが、一部公費助成を実施する予定です。

後期高齢者医療制度は国の制度であり、国が責任をもって制度設計を行うべきものであり、市町村が独自に助成制度を創設するものではないと考えております。また、大阪府の福祉医療費助成の補助金にない制度を本市独自の助成制度として創設することは財政状況からも困難であります。

带状疱疹ワクチンについては、ワクチン単価が高額であり、厳しい財政状況下において国からの補助金等がない中、接種費用の半額程度を市が負担しております。そのため、現時点以上の独自助成を行うことは困難と考えております。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①について、独自ルールは設けておらず、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」及び「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」に基づき運用を行っております。

②について、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」及び「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」に基づき運用を行っております。

③について、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」及び「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」に基づき運用を行っております。

④について、障害福祉サービスを受給されている障害者が65歳に達成する前に、事前に介護保険への申請等についてご案内しております。市ウェブサイトに掲載しております「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」に基づき運用を行っております。

⑤について、国庫負担基準における「介護保険給付対象者」の単位数が居宅介護、重度訪問介護などのサービスにおいて、65歳未満の利用者と比べ低く抑えられているとともに、「介護保険給付対象者」の範囲が要介護・要支援認定者に限らず、65歳以上の利用者及び40歳以上65歳未満の2号の要介護・要支援認定者とされております。ご要望の主旨は、65歳以上の利用者が自らの意思で要介護認定申請を行わず、そのまま障害福祉サービスを利用する場合に、「介護保険給付対象者」としての取り扱いを行わない旨を国に要望されたいとのことでした。

本市においては、前述のとおり、ほとんどの利用者が市の申請勧奨等により65歳になる前に要介護認定申請を行ってるところですが、一部に「非該当」となり、そのまま障害福祉サービスを利用されている方もおられます。したがって、国庫負担基準における現行の制度において「非該当」になった方も「介護保険給付対象者」に含まれることとなることから、国が65歳になった利用者の介護保険サービスへの移行の促進を財政面で誘導しようとする意図があったとしても、「非該当」となった方まで「介護保険給付対象者」に含めることに合理性はないと考えられます。

しかしながら、本市におきましては利用者の意思を尊重することを前提としつつ、介護保険サービスへの移行が望まれる方について、引き続き適切な申請勧奨を行っていく立場ですから、ご指摘のような要望を国に行くことは考えておりません。また、次の⑦に対する回答のとおり、国庫基準の基礎額を市町村が支弁した実績額とするよう国に求めることがより正当性をもった要望であると考えます。

⑥について、障害福祉サービスに係る国庫負担基準に関し、以前国に対し、大阪府市長会として「自立支援給付について、支給決定にかかる柔軟な運用に配慮し、訪問系サービスにかかる国庫負担基準を撤廃するとともに、実績に応じた適切な財政措置を講じられたい。」と要望しております。また、大阪府においても国に対して「国庫負担基準については、・・・自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第95条に基づく義務的負担とすること。」と要望しております。したがって、当該要望の主旨に貴団体からの要望も包含されているものと考えております。

⑦について、総合事業における訪問型・通所型サービスについては、現行相当の介護サービスが利用可能となっております。緩和型・短期集中型サービス等も含め、利用者の状況に応じたサービス提供が行えるよう介護予防ケアマネジメントにより適切なサービス事業所の選定を行っております。介護保険への申請等については、ご本人・ご家族の意向のもと申請していただいております。障害福祉サービスを受給されている方へは65歳に到達する前に申請等のご案内をしております。

⑧について、障害福祉サービスに係る利用者負担は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律123号)により原則1割とされておりますので、一律に無料とする取り扱いはできないものと考えております。また、ご承知のように、障害福祉サービスにおける非課税世帯の利用者負担額はございません。

⑨について、厳しい財政状況の中、大阪府重度障害者医療費助成事業費補助金の範囲を超える本市独自の対象者の拡大や助成制度等の創設は困難と考えております。

⑩について、療育手帳は大阪府の権限により発行されており、申請後可能な限り速やかに進達しております。また、申請者に特別な事情がある場合は至急交付依頼を合わせて進達しております。

⑪について、障害福祉サービスに係る利用者負担は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律123号)に基づき、適正に障害支援区分の決定及び受給者証の交付等を行っております。

8. 生活保護

厚生労働省の通知(処理基準)等に基づき、申請者から状況を十分に聴取したうえで、扶養の可能性を検討し、扶養義務履行が期待できないと判断した場合は調査を行わないこととしております。また、窓口で申請の意思を確認し、表明があった場合は必ず申請を受理しております。

市ウェブサイトにも生活保護について掲載しており、窓口で相談された方には生活保護

のしおりに用いて丁寧に説明するよう努めております。

福祉専門職である事務職（社会福祉）については、人数、年齢構成等を考慮したうえで、必要に応じて、募集をおこなっていきたいと考えております。ケースワーカー及び面接相談員の研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修への参加をすすめており、ケースワーカー及び面接相談員には、毎年最新の生活保護手帳・問答集を支給し、適切に事務が行われるように努めております。

保護決定通知書には、金額及び決定理由を明記しており、必要に応じて助言を行っております。

生活保護受給者の性別・年齢に関係なく、丁寧な対応に努めております。配慮等必要な方には個別に対応しております。

生活保護のしおりは定期的に見直しを行っており、生活保護の申請の意思を示した方（相談のみの方を含む）にお渡しし、生活保護制度をわかりやすく説明するよう適切な対応に努めております。

警察官 OB 職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び面接相談時における適正な対応支援等を目的とし、尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として配置しているものです。「適正化」ホットラインについては、実施しておりません。

厚生労働省告示、通知（処理基準）等に基づき物価高騰対策については、経過・特例加算を認定しており、適切に認定し対応しております。

厚生労働省告示、通知（処理基準）等に基づき、適切に認定しております。また、世帯の状況に応じて経過措置等適切に対応しております。

先発薬が全く利用できないわけではなく、後発薬の在庫がないときや病状によって先発薬が望ましいと医師が判断した場合は、先発医薬品の処方が可能です。この理由を除き、原則として後発薬を処方してもらうようにすることとなっていますので、適正に対応してまいります。

検診の主管課である健康増進課と連携し、受給者から健診先の医療機関が決まった報告があれば速やかに生活保護受給者証明書を発行しております。

子どもの大学等進学支援について、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置や平成 30 年度には進学準備給付金が創設されており、また、高校生等の進路に対する支援についてもアルバイト収入や恵与金・貸付金について福祉事務所に相談して承認を得たうえで手元に残す取扱いが可能になっております。希望する進路にすすめるようにこれらの支援を適切に行い、子どもの自立に向けて引き続き取り組んでまいります。

9. 防災関係

体育館の冷暖房設備について、令和 5 年度末で整備率 100%となっております。

市立全小中学校義務教育学校における施設のトイレ洋式化整備率については、令和 6 年度末現在、69.0%となっております。教育委員会としましても、トイレの洋式化を推進しているところです。今後、校舎内トイレの洋式化の整備に目処がつき次第、体育館

内トイレ等の洋式化についても検討してまいります。なお、災害発生に伴う停電等に備えて、災害時用備蓄物資としまして、各避難所に組み立て式洋式トイレを備蓄しております。

スフィア基準及び国や大阪府が示している避難所運営の指針や備蓄方針に基づき、避難所運営マニュアルの見直しや、パーティション、簡易ベッド、トイレ等の充足など避難所の生活環境の改善に取り組んでまいります。

高層住宅について、災害時の支援策や住宅管理者への指導・啓発については市内の危機管理・福祉部局ならびに国や府の関係部局とも施策の方向性について検討を図ってまいります。

上水道管路において、法定対応年数を超過しているものの割合は、令和6年度末で管路全体の28.4%となっております。今後も引き続き本市水道局では、水道施設整備計画や他者地下埋設占用者工事に合わせた工事などにおいて、順次、当該水道管の改修を実施してまいります。

下水道管路において、法定耐用年数を超過している割合は、約5%となっております。本市の対応といたしましては、羽曳野市下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の点検・調査を行い、調査による劣化等の診断結果により、修繕または改築工事を行っております。